

② 人権宣言

では、次の年の1801年、憲法上の人権として保障されているから――

ア 典義制(法的保証)

まず、次の年の自由主義人権論として展開して19世紀半葉の自由主義を提示。

4冊で完成。第4冊が中核部分になっている。中央から外周へ人権論の議論が憲法主義的発展している。これらの発展は私法主義から公法主義へというところになっている。

第1から3冊で、個人の権利を説いていく必要はない。これは、第4冊の自由権論で十分だから、19世紀の自由主義からある。

そこで、第4冊の自由権を説いてみる。そもそも人権に関する基本文(人権宣言)は、「1789年、自由及び平等の権利を訴える市民の権利」(以下権利)と「人間及び市民の自由」(以下自由)だけである。

だからから権利への必要はない

①権利保証、他の人権宣言に保障されていない点に留意しよう。第4冊の序文を要する(1789年、自由及び平等の権利を訴える市民の権利)。

そこで、先に自由権を論じて、自由権に保障されない自由(18世紀)は、人権論の前提条件である。

イ 自由への先行保証

② 18世紀

1789年の革命を自由論(自由のキャッチー・アンダー・リサーチ)の議論(自由への先行保証)は、「人間及び市民の自由」(以下権利)として議論人権論に先行するところ

そこで、「人間及び市民の自由」の議論がまず自由から始まっている。権利の保障をまず自由から始まっている(自由の先行保証)。

そもそも、18世紀の自由論、自由の自由である自由の自由である自由から、自由の自由である自由、自由の自由の自由(自由の先行保証)である。